

居宅療養管理指導サービス提供に係わる重要事項

1. 事業者概要

事業者名 杉原友和（ニューロン薬局東淡路店 代表）

住所 大阪市東淀川区東淡路 5-18-14

2. 事業の目的と運営方針

目的：要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を認めた利用者に対し、当事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供する事を目的とする。

方針：① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス 当事業者がご提供するサービスは下記の通りです。

〔居宅療養管理指導及び介護予防居宅管理指導〕

① 当事業者の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全に使用いただけるよう努める。

② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明する。

4. 従業者等の体制

1. 従業者について

・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。

・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2. 管理者（責任者）について 常勤管理者（責任者）1 名を配置する。ただし、業務に支障がない限り当薬局の管理者とする。

5. 営業日時 原則として、以下の通りとする。

平日 9：00～20：00、土 9：00～18：00 日 休業

（ただし、祝祭日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）等を除く。）

6. 緊急時の対応等

① 緊急時等の体制として、携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を取る。

② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図る。

7. 利用料

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

① 1 つの建物の中の 1 人に行う場合 518 円/回（自己負担割合 1 割）

② 1 つの建物の中の 2～9 人に行う場合 379 円/回（自己負担割合 1 割）

③ 1 つの建物の中の 10 人以上に行う場合 342 円/回（自己負担割合 1 割）

④ 情報通信機器を用いて行う場合 46 円/月 1 回（自己負担割合 1 割）

※麻薬薬剤管理の必要な方は 100 円/回、医療用麻薬持続注射療法に必要な方は 250 円/回、中心静脈栄養療法に必要な方は 150 円/回が加算されます。（自己負担割合が 1 割の場合）

2. 前 1 項の支払を受ける額のほか、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において居宅療養管理指導を行う場合、その地域が厚生労働大臣の定める中山間地域、特別地域であるときは、利用料金に 1 回につき中山間地域 5%、特別地域 15%の割増料金が加算される。
3. 利用料については、居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
4. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

8.苦情申立窓口

連絡先：ニューロン薬局東淡路店 （電話番号） 06-6160-8200